

会津地域で観光客向けの広告代理店を営む申立人の風評被害による逸失利益について、平成23年の年間売上げは前年よりも増収であるから賠償を否定すべきとの東京電力の主張を排斥し、同年3月及び4月の減収分の一部が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

(1) 損害項目

ア 営業損害（逸失利益）

イ 証明書類取得費用

(2) 期間

自 平成23年3月11日

至 平成23年4月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金156,782円の支払義務があることを認める。

(内訳) ア 営業損害（逸失利益） 156,612円

イ 証明書類取得費用 170円

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月6日

(仲介委員 石原弘隆)